

税制改正の影響と激変緩和措置について

《保険料基準額に乗じる割合の設定について》

激変緩和措置対象者については、平成18年度及び平成19年度において、保険料基準額に乗じる割合を引き下げることができることとする。

○設定イメージ（激変緩和措置対象者は抜粋）

